

○山形県司法書士会会費減免規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）会則第25条第4項の規定に基づき、会費の延納、減額又は免除（以下「減免等」という。）の手續に関し必要な事項を定める。

(減免等の申出の方法)

第2条 会費減免規則第2条第1号の事由により会費の延納又は減額を受けようとする司法書士会員は、「会費減免等申出書（疾病又は傷害）」に、その事由を証する書面を添付して提出しなければならない。また、会費の免除を受けようとする司法書士会員は、「休業届」をあわせて提出しなければならない。

2 会費減免規則第2条第2号の事由により会費の減免等を受けようとする司法書士会員は、「会費減免等申出書（被災）」に、その事由を証する書面を添付して提出しなければならない。

3 会費減免規則第2条第3号及び第4号の事由により会費の免除を受けようとする司法書士会員は、「会費免除申出書（出産）」若しくは「会費免除申出書（育児）」のいずれかに、その事由を証する書面を添付して提出しなければならない。

4 会費減免規則第2条第5号の事由により会費の減免等を受けようとする法人会員は、「会費減免等申出書（被災）」に、その事由を証する書面を添付して提出しなければならない。

(減免等の決定及び調査)

第3条 本会は、相当の理由があるときは、会員から申出のあった適用の区分、内容及び期間を変更することができる。

2 会長は、理事会が認めたときは、申出を行った会員の実情を調査することができる。

3 会長は、前項の調査を、申出を行った会員の所属する支部の支部長に委嘱することができる。

(決定の通知)

第4条 会長は、申出を行った会員の会費の減免等について理事会の承認により決定したときは、申出を行った会員に対し、遅滞なく、その内容を通知しなければならない。

2 会費の減免等を認めないときは、前項の通知に理由を付さなければならない。

(疾病又は傷害を事由とする減免等)

第5条 会費減免規則第2条第1号の事由により会費の減免等を受けようとする司法書士会員は、その申出書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 疾病又は傷害の名称

(2) 疾病又は傷害の状況

(3) 減免等を申請する期間

(4) 前号の期間中の会費の一部又は全部を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

2 前項の申出書には、診断書を添付しなければならない。

(被災を事由とする減免等)

第6条 会費減免規則第2条第2号の事由により会費の減免等を受けようとする司法書士会員は、その申出書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 被災した年月日及び被災の原因
- (2) 被災の状況
- (3) 減免等を申請する期間
- (4) 前号の期間中の会費の一部又は全部を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

2 前項の申出書には、被災を証する書類を添付しなければならない。

(出産を事由とする免除)

第7条 会費減免規則第2条第3号の事由により会費の免除を受けようとする司法書士会員は、その申出書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 出産予定日又は出産日（流産又は死産のときは、その日。以下同じ。）
- (2) 多胎妊娠であるときは、その旨
- (3) 免除を申請する期間
- (4) 免除の期間中の会費の一部又は全部を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

2 前項の申出書には、出産予定日又は出産日を証する書類を添付しなければならない。

(育児を事由とする免除)

第8条 会費減免規則第2条第4号の事由により会費の免除を受けようとする司法書士会員は、その申出書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 子の氏名及び出生日
- (2) 多胎妊娠により2人以上の子が出生した場合は、その旨
- (3) 免除を申請する期間
- (4) 免除の期間中の会費の一部又は全部を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

2 前項の申出書には、戸籍謄本又は子との関係が明らかになる住民票を添付しなければならない。

3 本会は、育児の実績が著しく不足する等免除を取り消すべき事情が判明した場合は、免除を取り消すべき事情が生じた月に遡って、会費の免除を取り消すことができる。

4 前項の規定により免除を取り消された司法書士会員は、本会が指定する日までに、免除を取り消された期間に係る会費を納めなければならない。

5 子の育児を事由とする会費の免除は、当該申請の対象とした子が免除の期間の満了前に死亡した場合その他子の育児を必要としなくなる事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当然に効力を失う。この場合において、当該司法書士会員は、速やかに、当該事由が生じた旨を届け出なければならない。

(法人会員の事務所の被災を事由とする減免等)

第9条 会費減免規則第2条第5号の事由により会費の減免等を受けようとする法人会員は、その申出書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 被災した年月日及び被災の原因
- (2) 被災の状況

- (3) 減免等を申請する期間
- (4) 減免等の期間中の会費の一部又は全部を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

2 前項の申出書には、被災を証する書類を添付しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年5月27日の第76回定時総会において、会則第25条の変更が承認されることを条件に施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）から効力を生ずる。

様式① 会費減免等申出書（疾病又は傷害）

年 月 日

司法書士会会長 殿

登録番号 _____

氏 名 _____ 印

会費減免等の申し出

山形県司法書士会会費減免規程第2条1項に基づき、下記の事由により、

- 会費の
- 減額
 - 延納 の措置を申し出ます。
 - 免除

■期間 _____ ヶ月分（ 年 月 ～ 年 月）

■疾病又は傷害の名称

■疾病又は傷害の状況

- 上記期間中の納付済みの会費についての還付を
- 希望する
 - 希望しない

休業届

私は上記の期間、司法書士業務を休業いたします。

氏 名 _____ 印

様式② 会費減免等申出書（被災）

年 月 日

司法書士会会長 殿

登 録 番 号 _____

氏名又は法人名 _____ 印

会費減免等の申し出

山形県司法書士会会費減免規程第2条2項に基づき、下記の事由により、

- 減額
会費の 延納 の措置を申し出ます。
 免除

■期間 _____ヶ月分（ 年 月 ～ 年 月）

■被災した年月日 _____年 月 日

■被災の原因

■被災の状況

- 上記期間中の納付済みの会費についての還付を 希望する
 希望しない

様式③ 会費免除申出書（出産）

年 月 日

司法書士会会長 殿

登録番号 _____

氏 名 _____ 印

会費免除の申し出

山形県司法書士会会費減免規程第2条3項に基づき、会費の免除の措置を申し出ます。

■期間 _____ヶ月分（ 年 月 ～ 年 月）

■出産（予定）日 _____年 月 日

■多胎妊娠 （有・無）

■上記期間中の納付済みの会費についての還付を 希望する
 希望しない

様式④ 会費免除申出書（育児）

年 月 日

司法書士会会長 殿

登録番号 _____

氏 名 _____ 印

会費免除の申し出

山形県司法書士会会費減免規程第2条3項に基づき、会費の免除の措置を申し出ます。

■期間 _____ヶ月分（ 年 月 ～ 年 月）

■子の氏名及び出生日 氏 名 _____

出生日 _____年 月 日

■多胎妊娠 有
 無■上記期間中の納付済みの会費についての還付を 希望する
 希望しない